

たつの市制施行20周年記念動画コンテスト実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市制施行20周年を迎えるに当たり、動画コンテストを開催することにより市制施行20周年の機運を高め、本市の魅力を再認識し「ふるさとたつの」への愛着を醸成するとともに、認知度向上を図ることを目的とする。

(事業内容)

第2条 市長は、動画の募集を行い、応募された作品のうちから、次の各号に掲げる区分に該当する作品を決定する。

- (1) 最優秀賞 1作品
- (2) 優秀賞 1作品
- (3) 入賞 3作品

(募集)

第3条 動画コンテストの募集内容は、別に定めるたつの市制施行20周年記念動画コンテスト募集要項によるものとする。

(審査方法)

第4条 審査は、広報秘書課にて行う予備審査の上、インターネットを用いた一般投票及びふるさと親善大使の投票を行い、一般投票等による合計得点において、最高得点を獲得した作品を最優秀賞、次点の得点を獲得した作品を優秀賞、3位、4位及び5位の得点を獲得した作品を入賞とする。

なお、同点の場合は、ふるさと親善大使からの得点が高い者を上位とする。

(賞状等の授与)

第5条 市長は、前条の規定による審査に基づき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める賞金、賞状、副賞又は記念品に応募者に授与する。

- (1) 最優秀賞 賞金5万円、賞状及び副賞
- (2) 優秀賞 賞金3万円、賞状及び副賞
- (3) 入賞 記念品

(費用)

第6条 応募に係る一切の費用は、応募者の負担とする。

(権利侵害等)

第7条 応募作品により、第三者の権利が侵害されたと認められた場合、その他の理由により問題が発生したときは、その全ての責任に応募者が負うものとする。

(著作権の帰属)

第8条 応募作品の著作権は、たつの市に帰属し、市公式ホームページ、市公式SNS等に使用するほか、市の認知度の向上を図ること等を目的として、申請のあった関係団体等に使用を許可できるものとする。

(個人情報の取扱い)

第9条 動画コンテストで取得した個人情報は、応募作品に関する事務連絡の目的のみに使用し、それ以外の目的には使用しない。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年5月19日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第7条、第8条及び第9条の規定は、なおその効力を有する。